

許可申請手数料

令和5年6月26日現在

建築基準法	申請種別	手数料 (円)
第43条第2項第2号	建築物の敷地と道路との関係	36,000
第44条第1項第2号	公衆便所、派出所、バス停上家等の道路内建築	36,000
第44条第1項第4号	共用歩廊等の道路内建築	160,000
第47条ただし書	壁面線外の建築	160,000
第48条第1項～第14項ただし書 (第8項を除く)	用途地域内の建築	180,000
第48条第16項第1号 (第88条第2項において準用する場合を含む)	用途地域内の増築、改築又は移転の特例	87,000
第48条第16項第2号 (第88条第2項において準用する場合を含む)	用途地域内の建築の特例	92,000
第51条ただし書	特殊建築物等の敷地の位置	160,000
第52条第10項・11項・14項	建築物の容積率の特例	160,000
第53条第4項・5項	建ぺい率の特例	36,000
第53条第6項第3号	建ぺい率制限の適用除外	36,000
第53条の2第1項第3号・4号	敷地面積の適用除外	160,000
第55条第3項	建築物の高さの特例	160,000
第55条第4項各号	建築物の高さ	160,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例	160,000
第57条の2第1項	特例容積率の限度の指定	敷地の数が2の場合⇒ 110,000 3以上の場合⇒ 110,000+ 32,000×2を超える数(敷地-2)
第57条の3第1項	特例容積率の限度の指定の取消	6,400
第57条の4第1項ただし書	特例容積率適用地区内の高さ制限の適用除外	160,000
第58条第2項	高度地区における建築物の高さの特例	160,000
第59条第1項第3号	高度利用地区内の特例	160,000
第59条第4項	高度利用地区内の各部分の高さ	160,000
第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する場合の容積率と高さの特例	160,000
第68条第1項第2号、第2項2号、 第3項2号	景観地区内の建築物の高さ等の制限の適用除外	160,000
第68条の3第4項	再開発等促進区等内の高さ制限の適用除外	160,000
第68条の5の3第2項	高度利用等を図る地区計画等区域の制限の適用除外	160,000
第68条の7第5項	予定道路に係る容積率の特例	160,000
第85条第6項	仮設建築物	108,000
第85条第7項	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等	195,000
第86条第3項	総合的設計による一団地の特例、 広い空地を有する場合の容積率又は各部分の特例	建築物が1又は2棟の場合⇒ 238,000 3棟以上の場合⇒ 238,000+ 29,000×3棟以降の数(棟数-2)
第86条第4項	既存建築物を前提として総合的見地から設計した場合の特例、 広い空地を有する場合の容積率又は各部分の特例	建築物が1棟の場合⇒ 238,000 2棟以上の場合⇒ 238,000+ 29,000×2棟以降の数(棟数-1)
第86条の2第2項、第3項	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の特例	建築物が1棟の場合⇒ 238,000 2棟以上の場合⇒ 238,000+ 29,000×2棟以降の数(棟数-1)
第86条の5第1項	みなし敷地の制限緩和に係る特例の許可の取消し	6,900+13,000×現存する建築物数
第87条の3第6項	建築物の用途を変更して一時的に興行場として使用	108,000
第87条の3第7項	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用	195,000

認定申請手数料		
建築基準法	申請種別	手数料 (円)
第42条第1項第5号	道路位置指定・変更・廃止	50,000
第7条の6第1項第1号 第18条第24項第1号	仮使用認定 (特定行政庁)	126,000
第7条の6第1項第2号 第18条第24項第2号	仮使用認定 (建築主事)	126,000
第43条第2項第1号	建築物の敷地と道路との関係	31,000
第44条第1項第3号	道路内における建築認定	28,000
第52条第6項第3号	建築物の容積率の特例	28,000
第55条第2項	高さの特例認定	28,000
第57条第1項	高架の工作物内に設ける場合の高さ制限の適用除外	28,000
第68条第5項	景観地区内の建築物の高さ制限の適用除外	28,000
第68条の3第1項、第2項、第3項	再開発等促進区等内の容積率、建蔽率、高さの制限の適用除外	28,000
第68条の3第7項	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外	28,000
第68条の4	容積率の最高限度を定める地区計画等区域内の容積率の適用除外	28,000
第68条の5の2第1項	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例	28,000
第68条の5の5第1項	地区計画等区域内における制限の適用除外	28,000
第68条の5の6	地区計画等区域内における建ぺい率の特例	28,000
第86条第1項	総合的設計による一団地の特例	建築物が1又は2棟の場合⇒ 82,000 3棟以上の場合⇒ 82,000+ 29,000×3棟以降の数(棟数-2)
第86条第2項	既存建築物を前提として総合的見地から設計	建築物が1棟の場合⇒ 82,000 2棟以上の場合⇒ 82,000+ 29,000×2棟以降の数(棟数-1)
第86条の2第1項	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定	建築物が1棟の場合⇒ 82,000 2棟以上の場合⇒ 82,000+ 29,000×2棟以降の数(棟数-1)
第86条の5第1項	みなし敷地の制限緩和に係る特例の認定の取消し	6,900+13,000×現存する建築物数
第86条の6第2項	一団地の建ぺい、容積率、外壁の後退距離、高さ制限の適用除外	28,000
第86条の8第1項	既存建築物を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画	28,000
第86条の8第3項(第87条の2第2項において準用)	上記全体計画の変更	28,000
第87条の2第1項	既存建築物を2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画	28,000
建築基準法施行令第137条の16第2号	建築物の移転認定	28,000